省　令

○外務省令第四号

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）を実施するため、外務省内部部局組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

外務大臣　河野　洋平

外務省内部部局組織規程の一部を改正する省令

外務省内部部局組織規程（昭和五十一年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「六人」を「七人」に改め、同条第二項中「二人は」を「一人は、命を受け、政策の評価に関する重要事項についての調査及び企画立案に参画し、二人は」に改める。

第八十六条を第八十七条とし、第八十五条を第八十六条とし、第八十四条を第八十五条とする。

第八十三条第一項中「一人」を「二人」に改め、同条第二項中「企画官」の下に「のうち一人」を加え、「参画する」を「参画し、一人は、命を受け、国際刑事裁判所に関する重要事項についての調査及び企画立案に参画する」に改め、同条を第八十四条とする。

第八十二条を第八十三条とし、第七十一条から第八十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第七十条を次のように改め、同条を第七十一条とする。

（世界貿易機関紛争処理室）

第七十一条　経済局国際機関第一課に、世界貿易機関紛争処理室を置く。

2　世界貿易機関紛争処理室においては、次の事務をつかさどる。

一　令第七十二条第一号に掲げる事務のうち、世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定及びその附属書の下での協議及び紛争解決の処理に関すること。

二　前号に掲げる事務を行うために必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

3　世界貿易機関紛争処理室に、室長を置く。

第六十九条を第七十条とし、第三十条から第六十八条までを一条ずつ繰り下げ、第二十九条の次に次の一条を加える。

第三十条　総合外交政策局安全保障政策課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受け、令第三十五条第二号に掲げる事務のうち重要事項に係るもの並びに第三号に掲げる事務のうち重要事項についての調査及び企画立案に参画する。

附　則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○外務省令第五号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

外務大臣　河野　洋平

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「キエフ（ウクライナ）」を「バクー（アゼルバイジャン）」、「キエフ（ウクライナ）」に、「ベルグラード（ユーゴースラヴィア連邦共和国）」を「ベルグラード（ユーゴースラヴィア連邦共和国）」に、「リガ（ラトヴィア）」を「プレトリア（南アフリカ共和国）」に、「プレトリア（南アフリカ共和国）」を「マプト（モザンビーク）」に改める。

附　則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号イ中「禁治産者若しくは準禁治産者」を「成年被後見人若しくは被保佐人」に改め、同条第二号ロ中「前項イ」を「前号イ」に改める。

附　則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十五条第一項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

大蔵大臣　宮澤　喜一
厚生大臣　丹羽　雄哉
農林水産大臣　玉沢徳一郎
通商産業大臣　深谷　隆司

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第三号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第三条第一項第七号、第四条第一項第七号、同条第三項において準用する第三条第三項、第八条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

大蔵大臣　宮澤　喜一
厚生大臣　丹羽　雄哉
農林水産大臣　玉沢徳一郎
通商産業大臣　深谷　隆司
運輸大臣　二階　俊博

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三　「ダイオキシン類関係公害防止管理者」とは、令別表第三の十三の項の中欄に掲げる公害防止管理者をいう。

第三条第一項中「特定施設」を「ばい煙発生施設又は特定施設」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第三条第一項第七号ハの省令で定める業務は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十三条第一項に規定する特定施設についての事故時の措置及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関することとする。

第六条に次の一項を加える。

7　法第四条第一項第七号の省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。

一　使用する燃料又は原材料の検査

二　ダイオキシン類発生施設の点検

三　ダイオキシン類発生施設から排出される排出ガス又は排出水を処理するための施設及びこれに付属する施設の操作、点検及び補修

四　排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施及びその結果の記録

五　測定機器の点検及び補修

六　特定施設についての事故時における応急の措置の実施

七　排出ガス又は排出水に係る緊急時における量の減少その他の必要な措置の実施

第十九条第二項の表中

大気関係第一種公害防止管理者資格認定講習 大気関係第三種公害防止管理者資格認定講習 水質関係第一種公害防止管理者資格認定講習 水質関係第三種公害防止管理者資格認定講習 公害防止主任管理者資格認定講習	九千五百円

を